

★子供の貧困・格差からみる日本の姿

子供の貧困・格差が広がっている！

◇憲法第二十五条に「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。生存権と言われるものです。

◇いま、この条文に照らして最も深刻なのが「子供の貧困・格差」です。格差の少ないランキングで日本は先進國中、下から8番目のランクなのです。（ユニセフの分析。今年4月14日朝日新聞）

◇安倍さんは「みなさん収入が増えたでしょう！」と言います。それは富裕層がますます収入増加したための見かけの平均値上昇にすぎません。逆に最貧家庭の収入は90万円↓84万円（月額7万円）に減って格差は広がっています。

◇月額7万円です。どうして子供に食べさせ、学校に通わせる事が出来るのでしょうか。入学式にランドセルを買ってもらえない、給食費も払えない、こういう子供が六人に一人いると言われています。これが日本の姿なのです。（通販生活冬今年号）

防衛費は増え、大企業は空前の利益

◇「子ども手当をそっくり軍事費に回せば、日本の軍事費は世界標準に近づく」と発言したことのある人がいまの防衛大臣です。生存権より軍事優先というのは憲法の理念から遙かに遠い価値観です。

◇一方、大企業は空前の利益を上げているのに、政府は更に法人税を下げてもっと儲けさせると言っています。庶民の生活より、大企業、富裕層優遇の経済政策、それがアベノミクスの正体です。

「非寛容な社会」と「非寛容に寛容な国」

◇今年八月NHKのニュースで貧困家庭の女子高校生が進学を諦めなくてはいけない事情を放送したところ、心ない批判の声が上がりました。

◇映っていたイラスト用のペンを見て「そんな高価なもの使えるなら貧困じゃないだろ！」などというネットの書き込みが沢山あったそうです。

◇貧しい人に対するこのような非寛容な社会に問題があります。それに対して何も言わない国の姿勢（憲法第十三条幸福追求の権利を軽視）はもっと問題です。

◇経済、平和、原発、沖縄問題・・・これらの問題に対する正しい答えはいまの憲法の中にこそあると私たちは考えます。変える必要はありません。

二〇一六年十一月十三日（日）護憲平和行進（通算597回目）

★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

日本国憲法 第二十五条（生存権、国の生存権保障義務）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

日本国憲法 第十三条（個人の尊重、幸福追求の権利）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。